

第六次柏崎市障がい者計画・
柏崎市第8期障がい福祉計画・
柏崎市第4期障がい児福祉計画
策定支援業務委託仕様書

令和7（2025）年7月

新潟県柏崎市福祉保健部福祉課

1 業務区分名称

第六次柏崎市障がい者計画・柏崎市第8期障がい福祉計画・柏崎市第4期障がい児福祉計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、障害者基本法第11条第3項に基づく「第六次柏崎市障がい者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「柏崎市第8期障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「柏崎市第4期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。

本計画の策定に当たっては、柏崎市（以下「本市」という。）の「柏崎市第5次総合計画」、「第四次柏崎市地域福祉計画」、柏崎市第二次健康増進計画「健康みらい柏崎21」、「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画」及び「柏崎市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」等との整合性を図り、国・県の計画及び指針を踏まえること。

3 業務範囲及び委託期間

共通仕様書に記載のとおり

4 計画の期間

(1) 第六次柏崎市障がい者計画

令和9（2027）年度から令和14（2032）年度まで

(2) 柏崎市第8期障がい福祉計画・柏崎市第4期障がい児福祉計画

令和9（2027）年度から令和11（2029）年度まで

5 本計画策定等推進体制

(1) 本市の体制

主管課及び事務局は、福祉保健部福祉課（障害相談係）とする。

(2) 附属機関

障害者計画の策定及び障害者福祉の推進のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市障害者福祉推進会議（以下「障害福祉推進会議」という。）を設置している。

※障害福祉推進会議の委員は20名

(3) アドバイザー

計画策定に係る助言を得るため、アドバイザーを1名配置する。

6 業務の内容

(1) 業務スケジュール

※●は市への提出予定時期

令和7（2025）年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障害福祉推進会議(年2回)								◎				◎	
1	調査方法の提案・協議 (当事者調査・事業所調査)						←→						
2	調査票提出・調査準備							● ←→					
3	調査実施								←→				
4	データ入力・集計 現行計画の検証・評価								←→				
5	調査結果の分析											←→	
6	当事者調査・事業所調査の 調査結果報告書(単純集計)提出											●	
7	会議での意見とりまとめ・反映								←→				→

令和8（2026）年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障害福祉推進会議(年4回)					◎			◎	◎			◎	
1	調査結果の分析	←→											
2	現状分析等報告				●								
3	先進事例の情報提供・提案	←→											
4	計画骨子案作成・提出	←→			●								
5	上位計画、関連計画 との整合調整	←→											
6	計画素案作成・提出				←→			●					
7	計画最終案作成・提出							←→	●				
8	会議での意見とりまとめ・反映	←→											→
9	パブリックコメント支援								←→				
10	パブリックコメント									←→			
11	パブリックコメントの反映・ 最終版校了(確定)・提出										←→	●	
12	成果品の納入												●

(2) 業務の内容は、以下のとおりとする。

【令和7（2025）年度業務】

ア 障害のある人へのアンケート調査（当事者調査）

（ア） 調査対象 ※対象者の抽出は本市が行う。

市内在住の身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者等 550名

(イ) 調査票の設計支援

- a 今後、国から示される障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針を踏まえ、マニュアル等にある調査項目に、本市独自の調査項目を提案の上、調査票の設計支援を行うこと。（令和7（2025）年10月頃）
- b 調査票は本市と受託者が協議した上で調査票案を作成し、障害者推進会議で決定する。
- c 回答者の障害等の状況に応じ、音声コードの印刷、振り仮名の設定、文字サイズの工夫、障害に応じた個別の調査票の作成などを行い、回答しやすい工夫を行うこと。

(ウ) 調査方法

- a 郵送による調査票の配布・回収（想定回収率45%～55%を想定）とする。
- b 調査票の回答は、インターネットから行えるようにすること。
- c 調査票印刷
調査票の印刷及び封筒（発信用・返信用）の用意と印刷は、受託者が行う。調査票印刷の部数は600部とし、用紙サイズはA4判を基本とする。なお、調査票のページ数は設問の状況、封筒の大きさは調査票の状況により本市と受託者が協議の上、決定する。
- d 調査票の送付用・返信用封筒のデザイン及び封入・封緘作業
調査票の送付用・返信用封筒のデザイン及び封入・封緘作業は、本市が行う。なお、調査対象者の抽出及び宛名シールの出力作業は本市が行う。
- e 調査票の発送・回収
調査票の発送・回収は受託者が行う。
※リマインドする場合は、本市が行う。

(エ) 調査時期

令和7（2025）年12月頃（回答期間：2～3週間程度）

(オ) 調査費用

調査票の発送、回収に係る郵便等の費用は受託者が負担する。

(カ) 集計・分析

- a 回収した調査票のデータの集計・分析を行うこと。
- b 調査結果をデータ化し、単純集計及びクロス集計等を行う。また、本市が要望するクロス集計に随時対応すること。
- c 本計画の策定に向け、現状及び今後の動向等を把握し、本市における課題等を分析する。課題等の分析に当たっては、本市の各関連計画及び関連法令等を含めて行うこと。

(キ) アンケート調査報告書の作成及び提出

調査結果の集計、前回調査及び現行計画等との比較分析などを取りまとめた「アンケート調査報告書」を作成し、提出すること。（令和8（2026）年2月頃）

イ 障がい福祉サービス事業所等への調査

- (ア) 調査対象事業所
20 法人程度を想定
- (イ) 調査票の設計支援及び調査
障がい福祉サービス事業所に対し、現状や課題、今後の意向、方向性及び事業計画を把握するための調査を実施するに当たり、調査票の設計支援（提案）を行うこと。調査方法は、効率性等を考慮して実施すること。
- (ウ) 調査時期
令和7（2025）年12月頃（2～3週間程度）
- (エ) 事業所調査報告書
事業所の調査結果の集計、現行計画との比較分析などを取りまとめた「事業所調査報告書」を作成し、提出すること。（令和8（2026）年2月頃）

【令和8（2026）年度業務】

ア 現状分析、基礎的資料の作成及び報告書

- (ア) 現状分析
現行計画の進捗と取組状況を分析し、現行計画に対する検証と評価を行い、本計画に反映させること。
- (イ) 基礎的資料の作成
国、県、市の各種統計、「障害のある人へのアンケート調査」及び「障がい福祉サービス事業所等への調査」等の内容を踏まえ、本計画の期間中やそれ以降における障がい者数の推移の予測、その他本計画の策定のために必要な各種資料を基礎的資料として作成すること。
- (ウ) 情報収集等
本計画の策定に関する国の通知や指針、制度改正等の内容等について情報収集を行い、資料を作成し、本市と情報共有をすること。
- (エ) 現状分析等報告書の作成及び提出
現状の問題点と今後の課題等及び（ア）から（ウ）までをまとめ、「現状分析等報告書」として提出すること。（令和8（2026）年7月頃）

イ 本計画の策定支援

- (ア) 骨子案の作成及び提出 （令和8（2026）年7月頃）
骨子案には以下の a、b、c を作成し、提出すること。
 - a 基本理念等の素案作成
本市の障害者施策全般の体系について把握・分析・整理し、本計画の基本理念、基本方針、基本目標、成果目標等の素案を作成すること。
 - b 重点的推進項目等の素案作成
基礎的資料及び現状分析等報告書を基に課題をとりまとめ、本計画で重

点的に取り組む推進項目等の素案を作成すること。

c 課題の整理と現行計画の評価

本市の障がい者等施策全般や障がい福祉サービス事業所の現状について把握・分析し、課題の整理と現行計画の評価を行うこと。

(イ) 本計画の素案の作成及び提出 (令和8(2026)年10月頃)

基礎資料、データ分析及び各種調査などの結果を総合的に勘案し、国・県の計画策定に関する考えを踏まえ、計画の推進方向や数値目標等を記載した計画素案を作成すること。計画素案には以下のa、bを記載すること。

a 必要量と供給量の素案作成

障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障がい福祉サービス等の種類ごとの見込量(必要量と供給量)の骨子案及び素案を作成すること。

b サービスの状況及び見込量の確保のための方策検討

サービス見込量の確保策の骨子案及び素案を作成すること。

(ウ) 最終案の作成及び提出 (令和8(2026)年11月頃)

(エ) パブリックコメントに関する運営支援

a パブリックコメント用資料を作成すること。

b 意見集約・助言を行うこと。

c 本市と協議し、本計画案への反映を行うこと。

ウ 障害福祉推進会議の開催支援

(ア) 障害福祉推進会議用資料の作成、障害福祉推進会議への参加、障害福祉推進会議議事録の作成と意見等の整理を行う。

(イ) 障害福祉推進会議議事録は、本市と相互に確認を行い、承認を受けた後、会議終了後10日以内に提出すること。なお、議事録は、委員ごとの発言要旨とすること。

(ウ) 障害福祉推進会議に対し、専門的見地からの調査報告書(調査結果)、計画策定に向けた現状、今後の動向及び課題等の説明を行うこと。会議には主担当者又は副担当者のいずれかが必ず出席し、出席委員等から計画策定に関する質問を受けた場合は、専門的見地から説明すること。

(エ) 上記の障害福祉推進会議のほか、本計画策定に向けた会議に参加を求める場合がある。

障害福祉推進会議開催時期・内容(予定)

令和7(2025)年度		
	時期	内容
第1回	10月～ 11月	・計画策定に係るスケジュール等の説明 ・アンケート調査案の説明
第2回	2月	・アンケート調査、事業所調査の報告

令和8（2026）年度		
	時期	内容
第1回	7月	・現状分析報告 ・計画骨子案の説明
第2回	10月	・計画素案の説明
第3回	11月	・計画素案（修正後）の説明
第4回	2月	・パブリックコメント（12月実施）結果報告 ・計画案の承認

エ 本業務に関する打合せ等

(ア) 本業務における協議・打合せは、共通仕様書及び6（1）業務スケジュールのとおりとする。

(イ) 本市からの求めに応じて、専門的なアドバイス等の支援を行うこと。
打合せは、令和7（2025）年度、令和8（2026）年度とも各2回程度を予定する。

オ その他

令和8（2026）年度に、必要に応じてワークショップを開催する。（1回）
ワークショップは、職員、障害福祉サービス事業所等を想定する。

7 納品物

(1) 納品物一覧及び提出部数等

	項目	納品時期	提出部数	電子データ
ア	調査票 発送・返信用封筒	令和7（2025）年12 月	600部	○
イ	アンケート調査結果報告書	令和8（2026）年2月	1部	○
ウ	事業所調査結果報告書	令和8（2026）年2月	1部	○
エ	基礎的資料	令和8（2026）年7月	1部	○
オ	情報収集資料	令和8（2026）年7月	1部	○
カ	現状分析等報告書	令和8（2026）年7月	1部	○
キ	本計画骨子案 本計画素案 本計画最終案	令和8（2026）年6月 令和8（2026）年9月 令和9（2027）年1月	1部	○
ク	本計画確定版（冊子）	令和9（2027）年3月	100部	○
ケ	本計画概要版	令和9（2027）年3月	電子データの み	○

※納品物及び電子データの仕様は下記のとおり

納品物	用紙サイズ等	日本工業規格「A4判」を基本とし、両面印刷で左綴りとする（「A3判」を使用する場合は、折綴り。背表紙付きのファイルブック等の使用可）。
	フォント	11ポイント以上、書体は明朝体・ゴシック体を基本とする。
	言語、通貨及び単位	日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を基本とする。
電子データ		Word、Excel、PowerPointなどの本市で使用可能なアプリケーション形式及びPDF形式のデータ収録したCD-R等の媒体により提出可

(2) 本計画確定版の印刷及び製本

本計画のページ数は、計画内容の状況によることとする（ページ数は、150～200ページ程度を想定）。

ア 本計画の掲載順は、以下のとおり。ページ番号は通し番号とする。

- ・第六次柏崎市障がい者計画
- ・柏崎市第8期障がい福祉計画
- ・柏崎市第4期障がい児福祉計画

イ 本計画確定版の用紙サイズ：A4判

ウ 作成部数：100部（音声コード付き）

エ 紙質等

- ・表紙及び背表紙はカラー、本文は1色刷りを基本とする。
- ・表紙及び背表紙はコート紙、本文は上質再生紙、無線綴じ製本とする。

オ 本市ホームページ掲載用加工のPDF形式データ

(3) 本計画概要版の作成

(2)の概要版の電子データを作成すること。概要版は公表用として使用するため、デザインレイアウトを含み、市民にとって分かりやすく、見やすいものを作成すること

8 参考（本市ホームページ等参照）

- (1) 第五次柏崎市障がい者計画・柏崎市第7期障がい福祉計画・柏崎市第3期障がい児福祉計画（合冊）
- (2) 障害福祉推進会議の会議資料等
- (3) 令和6（2024）年版 柏崎市の社会福祉